

投票率県内最低!! 投票環境の改善を

危しい協働のまちづくり

6月議会、加藤よう子は一般質問で4月に行われた県知事・県議会選挙の投票率について問いました。

座間市の投票率は、県内最低の36.72%、前回2012年9月の市議選投票率も39.98%とかなり低い状況です。

座間市は、「市民等との協働による推進」を総合計画の施策の取組方針に掲げていますが、こうした低投票率は、協働のまちづくりをすすめていくうえで大きな支障となるのではと危惧します。

市議会も、間接民主主義である議会制度の危機と重く受け止める必要があります。

投票区	投票率(%)
第19 (相模が丘第1自治会集会所)	29.70
第12 (ひばりが丘小学校体育館)	31.18
第13 (ひばりが丘コミュニティセンター)	32.84
第14 (ひばりが丘南児童館)	33.30
第15 (小松原コミュニティセンター)	33.43

議会への信頼を高める努力として、議会報告会等意見交換の場を数多くつくり、多様な市民の意見をもらうことが重要です。そして、今は実施していない、市民意見を受けての議会での討議、市議会として市に提案する議会にむけて改革していく必要があります。議会への信頼は市民の政治参加と投票行動に繋がると考えます。

投票率アップに向けて

超高齢社会を迎え、投票所までの移動手段確保、期日前投票所の整備等は喫緊の課題です。

また、来年夏の参議院選挙から投票年齢が18歳以上となり、主権者教育やシチズンシップ教育などの重要性が高まってきました。

多様な世代を対象とする投票意識高揚への取組みと、誰もが投票しやすい環境を整えることは行政の大きな役割です。また、投票率アップに向けた新たな試みや制度の見直しなど発想の転換が求められます。

期日前投票を有効に

今年3月に出された総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」の中間報告によれば、期日前投票は、全投票者数の24.02%を占め、10年前のほぼ2倍、投票率は7.00%から12.6%に伸びています。また、期日前投票の場所を駅や商業施設にすることが投票環境の向上をはかる有効な方策であり、さらに取り組みを広げていく必要があるとしています。

すでに牛久市や所沢市などは、役所以外にも期日前投票所の設置がされており、同様の取組みを進める自治体が増えてきています。



市民の声を集める

一般質問では、現在、市役所一か所となつている期日前投票所を新たに駅や市内4か所の出張所に設置できないか。また、防災無線や「緊急情報いさまメール」による投票のお知らせなど、既存の仕組みを活用した取り組みを提案しました。

しかし、県内最低の投票率に対し、何れも速やかな改善策に踏み出す意向のない答弁には、まちづくりの危機、との意識が薄いといわざるを得ません。

座間市民ネットは、一人一人の投票の機会を増やすことができるよう制度や仕組みの改善に向けて、まずは有権者である市民の声を集めていきます。



子どもレポート

子どもの貧困 学習支援の実施を!

子どもの貧困は6人に1人、(16.3%)という現状、生活保護率が県内2番目に高い座間市において、就学援助を受けているのは2012年度小学校で13%、中学校が増加傾向にあり15.7%でした。(県の小・中学校の就学援助は15%)

昨年、市が実施した「生活保護世帯のうち小学生、中学生、高校生のいる世帯への、児童・生徒の育成に関するアンケート」によれば、「子どものための無料の勉強会や塾に通いたい」の設問に対して、登校児も、不登校児にお

いても60%弱が通いたいという結果となっています。貧困状況にある子どもは、不登校になる割合も多いことから、学校での学習支援、心のケアに加え、そこで対応できない、または救いとならない子どもにとって、学校外での支援の場が有効と考えます。

のぞみレポート

安法制、地方議会から声を上げる!

6月議会も最終日を残すばかりとなった。今回も基地対策をテーマに安法制改定についての一般質問を終えた時点では、その違憲性と立憲主義に反する制定手順等から法制定、大反対の意見書を提案するつもりであった。だがその後各地の集会に参加するうちにまずは地方議会から声をあげることが重視し反対から慎重審議、「安全保障法制の制定を急がず審議を尽くすことを求める意見書」へと

変えることにした。決定打は14日の国会包囲行動である。これまで私が参加してきたこれとは明らかに異なる層、運動家ではない一般の老若男女が議事堂に向け必死で声をあげていた。

現在の市議会議員構成では「廃案」は通らない。「慎重審議」なら何とか採択となつて法案成立に待ったをかけ市民の不安と疑問に答えよとの声を政府に届けることができる…。

苦渋の決断だが今回こそこの局面に抗っていくことに迷いはない。

相談支援事業と住宅確保給付金事業のみで、任意事業である、子どもの学習支援事業については実施していません。そこで、学習支援の取り組みについて問いましたが、ニーズを見極めて検討すること、しかし、そのニーズとは相談に来た方のニーズとのことです。

この3月に策定された「座間市生活困窮者自立支援指針」には「待ちの姿勢ではなく早期把握に積極的に関わり組むことが必要になります」とあります。相談に来る方を待つては実態はわかりません。あきらめず働きかけていきます。

このレポートが発行される頃にはそのいずれが採択となつたのか、はたまた全部が不採択に終わっているのか明らかとなつていくことだろう。国への意見書に止まらず、あらゆる手段を講じてこの局面に抗っていくことに迷いはない。